

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第20条 本学昼間課程ビューティービジネス科及びファッションテクニカル科を卒業するためには2年

以上、ビューティーマスター科を卒業するためには1年以上在学し、修得者昼間課程を卒業するためには、1年以上在学し、別表1に定める教科課目授業時間数の80%以上を受講し、それぞれの授業科目において試験に合格しなければならない。

別科、通信課程においては本学に3年以上在学し、修得者通信課程においては本学に1年6ヶ月以上在学し、美容師養成施設施行規則の全教科課目標準授業時間数を取得し通信授業の添削指導を受けた者。

ただし、最終学歴が中学校卒業である者は、通信課程が実施する教科目補助のための「現代社会」「化学」「保健」を受講し修了認定されていなければならない。

修得者課程において個別審査を受けた者に関してはその限りではない。

(卒業)

第21条 教育課程の修了または卒業は、所定の課程を終了し、試験等に合格した者とする。本学に昼間

課程ビューティービジネス科及びファッションテクニカル科2年、ビューティーマスター科

1年、通信課程3年以上、修得者昼間課程1年、修得者通信課程1年6ヶ月在学し、本学則第20条に定める要件を満たした者については、教職員会の議をへて、校長が卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条により、服飾・家政専門課程ファッションテクニカル科及び衛生専門課程ビューティービジネス科を修了した者には、専門士の称号を授与する。